

中濃県事務所管内地域消防団員確保推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中濃県事務所管内地域消防団員確保推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 消防団や消防団員確保に関する現状の把握及びこれを踏まえた課題の抽出に関すること
- 二 前号の課題の解決に向けた事業の計画及び実施に関すること

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

- 2 会長は中濃県事務所長、副会長は中濃県事務所副所長兼振興防災課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ、又は、構成員の求めに応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- 3 協議会の円滑な運営を図るため、必要な場合には別表に掲げる職にある者が指名する職員による幹事会を開くことができる。

(実施事業計画及び結果の報告)

第5条 協議会の実施事業の計画及び結果は、岐阜県危機管理部消防課に報告する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、中濃県事務所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、その都度、決定する。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別表（第3条3項関係）

関市市長公室危機管理課長
美濃市総務部総務課長
中濃消防組合消防本部総務課長
郡上市消防本部消防総務課長
関市消防団長
美濃市消防団長
郡上市消防団長
関商工会議所事務局長
関市東商工会事務局長
関市西商工会事務局長
美濃商工会議所事務局長
郡上市商工会事務局長